

●総合口座取引規定

変更後	変更前
<p>10. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>(1) 次の各号に掲げる事由が発生した場合は、直ちに当社所定の方法によって届出てください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。</p> <p>①通帳、印章の喪失</p> <p>②印章、氏名、住所その他の届出事項の変更</p> <p>③死亡または行為能力の変動等</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 第1項第3号に定める行為能力の変動等とは、次の各号の場合をいう。</p> <p>①家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合、または既にその審判を受けている場合</p> <p>②家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合、または既に選任されている場合</p> <p>③取引人の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合</p> <p>④前3号の届出事項に取消しまたは変更が生じた場合</p> <p>(4)(5) 省略</p>	<p>10. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>(1) 次の各号に掲げる事由が発生した場合は、直ちに当社所定の方法によって届出てください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。</p> <p>①通帳、印章の喪失</p> <p>②印章、氏名、住所その他の届出事項の変更</p> <p>③死亡または行為能力の変動等</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 第1項第3号に定める行為能力の変動等とは、次の各号の場合をいう。</p> <p>①家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合、または既にその審判を受けている場合</p> <p>②家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合、または既に選任されている場合 (新設)</p> <p>③前2号の届出事項に取消しまたは変更が生じた場合</p> <p>(4)(5) 省略</p>
<p>17. (規定の変更)</p> <p><u>(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p>(新設)</p>